処遇改善加算に係る変更の届出について

当初の処遇改善計画書類を提出して以降、次のいずれかに該当する変更があった場合、下記の事項を記載した変更の届出を行ってください。

　※ 加算区分が変更となる場合、体制等に関する届出の提出も必要です。体制等に関する届出については、サービス種類ごとに提出日が異なりますので、詳しくは体制等に関する届出についてのページをご確認ください。

（1）会社法による吸収合併、新設合併等により計画書の作成単位が変更となる場合

　　 →別紙様式2-1を提出してください。変更の概要に、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容を記載してください。

（2）複数事業所を一括で申請を行う事業者において、当該申請に関係する介護サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合

→処遇改善加算については、別紙様式2－1の2（1）及び別紙様式2－2を提出してください。　特定加算については、別紙様式2－1の2（2）及び別紙様式2－3を提出してください。ベースアップ等加算については、別紙様式2-1の2（1）及び（4）並びに別紙様式2-4を提出してください。

（3）就業規則を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合

　　 　　→当該改正の概要がわかるように記載してください。

（4）キャリアパス要件等に関する適合状況に変更があった場合（該当する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合等）

　　　 →別紙様式2-1の2（1）及び（2）並びに（3）と別紙様式2-2を提出してください。介護職員処遇改善計画書における賃金改善計画、キャリアパス要件等の変更に係る部分の内容を記載してください。

（5）介護福祉士の配置等要件に関する適合状況に変更があり、該当する加算の区分に変更があった場合

　　 →別紙様式2-1の2（1）及び（3）並びに別紙様式2-3を提出してください。当初提出した別紙様式2の内容から、介護職員等特定処遇改善計画書における賃金改善計画、介護福祉士の配置等要件の変更に係る部分の内容を記載してください。なお、喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状態が常態化し、3か月以上継続した場合にも変更の届出を提出してださい。

(6) 別紙様式2－1の【基準額1】【基準額2】【基準額3】に変更がある場合

　　（上記（1）～（5）に該当する場合及び「特別な事情に係る届出書」を提出する場合を除く。）

提出様式　　　　　変更届出書（別紙様式4）

加算区分が変更となる場合、上記の変更届に加えて、体制等に関する届け出の提出も必要です。